

公安委員会 説明資料 No. 1	令和4年度における留置業務に関する実地監査 結果について	令和5年4月13日 警務部
---------------------	---------------------------------	------------------

報告事項

香川県警察における留置業務に関する訓令第14条第3項の規定により、令和4年度における実地監査結果を報告する。

1 実施時期及び対象所属

実施日	対象所属	実施日	対象所属
令和4年5月23日	観音寺警察署	令和4年11月16日	さぬき警察署
令和4年5月26日	小豆警察署	令和4年11月24日	高松南警察署
令和4年6月8日	高松東警察署	令和4年11月28日	琴平警察署
令和4年6月15日	東かがわ警察署	令和4年11月29日	高松西警察署
令和4年8月30日	坂出警察署	令和5年1月16日	高松北警察署
令和4年9月6日	三豊警察署		高松東留置施設
令和4年9月22日	丸亀警察署		

2 監査官

- (1) 本部直轄高松東留置施設
警務部監察課監察官
- (2) (1)以外の留置施設
警務部留置管理課長

3 監査項目

- (1) 留置業務管理者等による指揮監督状況
- (2) 被留置者の逃走事故防止対策
- (3) 留置場内への危険物等持ち込まれ防止対策
- (4) 捜留分離の遵守と捜留連携の実施状況
- (5) 被留置者の性別及び属性等に応じた処遇の実施状況
- (6) 留置施設内の規律と秩序の維持状況及び反則行為に対する禁止措置の実施状況
- (7) 適切な護送業務の推進
- (8) 感染症への適切な対応

4 監査結果

概ね良好であったが、一部所属について、自殺等の虞があり特別要注意者等に指定した被留置者に対する留置担当官の巡回の強化及び外国国籍被留置者の領事官通報制度について指導を行った。

報告事項

香川県職員倫理条例に基づく令和5年第1四半期(1～3月)の贈与等報告書の提出があったので報告する。

1 報告の対象となる期間

令和5年1月1日から3月31日までの間

2 報告の対象となる職員

管理職員（給料の特別調整額の支給を受ける職員）

3 報告件数等

3件

- 警察活動に対する慰労としてどじょううどんの接待を受領（高松西警察署）
- 警察活動に対する慰労として果物缶詰詰合せを受領（三豊警察署）
- 警察活動に対する慰労としてかけそば等の接待を受領（琴平警察署）

4 参考（贈与報告書の閲覧）

香川県職員倫理条例第6条第2項の規定による閲覧の対象（1件につき2万円を超える場合）は、2件である。

報告事項

- 令和5年3月中の苦情申出受理件数 ~ 公安委員会2件、警察6件
- 令和5年の苦情申出総受理件数 ~ 公安委員会5件、警察10件

1 月別苦情申出受理件数

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公安委員会	件数	2	1	2										5
	前年比	±0	+1	±0										+1
警察	件数	1	3	6										10
	前年比	-1	±0	+5										+4

2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会				警 察			
	3月		累計		3月		累計	
	受理	処理	受理	処理	受理	処理	受理	処理
遺失・拾得届								
窓口・電話対応					1		2	
各種保護							1	
職務質問・検問			1	1				
110番対応・臨場								1 (1)
各種相談								
少年補導								
被害届等				1 (1)				
告訴・告発								
捜査(逮捕、取調等)	2		2		2	1	3	1
交通指導取締り		1	1	1	1	2	2	2
交通事故処理					2	1	2	1
その他		1	1	2 (1)				
合 計	2	2	5	5 (2)	6	4	10	5 (1)

(注) 処理欄の () 内の数字は、前年受理分で内数

公安委員会 説明資料 No. 4	令和5年度性犯罪指定捜査員の指定 について	令和5年4月13日 刑 事 部
---------------------	--------------------------	--------------------

報告事項

令和5年度性犯罪指定捜査員に男性警察官14人（うち新規3人）、女性警察官84人（うち新規13人）を指定し、性犯罪等に関する捜査体制の強化と、被害者の心情に配慮した適正な犯罪捜査を推進する。

1 本制度の概要

(1) 目的

性犯罪等の捜査活動において、あらかじめ指定した警察官（以下「指定捜査員」という。）に必要な教養を実施し、積極的に活用することによって被害者のニーズに応え、心情に十分配慮した適正な捜査及び被害者支援を推進することを目的とする。

(2) 任務

- ア 被害者に対する事情聴取・調書作成等及びその補助
- イ 被害者立会の下での検証・実況見分等及びその補助
- ウ 被害者の身体等からの鑑識資料の採取等及びその補助
- エ 被害者が病院で診察を受ける際の付き添い、医師への検査等の依頼
- オ 被害者との連絡及び助言

2 指定捜査員の指定

(1) 被指定者

警察官 98 人（うち新規指定捜査員 16 人）

※ 男女別 男性 14 人、女性 84 人

※ 部門別 刑事部 30 人、警務部 5 人、生活安全部 47 人（生活安全部門 14 人、地域部門 33 人）、交通部 15 人、警備部 1 人

(2) 指定期間

1 年

3 指定式等の実施

(1) 日時

令和5年4月25日（火）午前10時00分から

(2) 場所

警察本部3階302会議室

(3) 出席者

- 刑事部長以下刑事部幹部
- 新規指定捜査員 16 人（男性 3 人、女性 13 人）

(4) その他

新規指定捜査員を対象に、性犯罪被害者に対する対応要領や性犯罪認知時の鑑識活動要領等の教養を実施した後、後日ロールプレイング方式による性犯罪捜査実習を行う予定である。